

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	再生債権者による再生計画案の提出について
Sub Title	Analysis on the filing of a rehabilitation plan by a creditor
Author	濱田, 芳貴(Hamada, Yoshitaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.12 (2009. 1) ,p.193- 220
Abstract	
Notes	慶應義塾創立150年記念号下巻 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090125-0193

再生債権者による再生計画案の提出について

濱 田 芳 貴

- 一 はじめに
- 二 再生債権者に付与された再生計画案の提出権の概要
- 三 再生債権者が再生計画案を提出するに至る背景事情
- 四 再生債権者が作成提出できる再生計画案の内容
- 五 再生計画案の遂行義務と再生債務者の意思
- 六 再生債務者案と再生債権者案の双方が提出される場合の措置

一 はじめに

民事再生手続において、再生債権の届出をした再生債権者は、再生裁判所によって定められた再生計画案の提出期間内に、再生計画案を作成して提出することができる（民事再生法（以下「法」という。）163条2項）。

実際上は、ほとんどすべての事案において、再生債務者のみが再生計画案を作成して提出し、再生債権者としては、基本的には、再生債務者からの説明や監督委員による意見を参考に、票決にあたり賛否を表明する限度で、再生計画の成立に関与するにすぎない。再生債務者が手続開始後も業務遂行権や財産管理処分権を保有し、公平誠実義務に服しつつ手続を進行することが原則とされる再生手続において、むしろそれは実践的なあり方といえる。計画案の否決や不認可という不利益に心を致せば、再生債務者が自らを律して適切な再生計画案を作成するのが通常であるし、監督委員による的確な指導助言も期待できる場合であればなおさら、再生債権者として敢えて計画案の内容にまで容喙はせず、賛否の検証に注力すれば足りるからである。

それでもなお、より適切な再生を図らしめるための一手段として、再生債権

者が再生計画案を自ら作成して提出する場合も皆無ではない。たとえば、再生債務者の選定したスポンサー候補から支援を受けるよりも有利な再生を企図できる場合や、再生債務者の資質や姿勢、従前からの経緯などに照らし鑑みて、公正かつ衡平な内容の再生計画案が提出されることを期待できない場合など、事案によっては考えられるからである。しかしながら、再生債務者が遂行すべき再生計画案を部外者である再生債権者が作成するについては、法律上または事実上、様々な制約を伴うものである。

本稿は、再生債権者が再生計画案を提出する場合に想定される諸々の課題について、実際に問題となりやすい事項に着目して論ずるものである。なお、民事再生法は自然人の経済生活の再生をも目的としているが、以下においては、実際上の観点から、事業者なく株式会社である再生債務者の事業再生に範囲を絞って検討を進めることとする。

二 再生債権者に付与された再生計画案の提出権の概要

1 再生計画案の提出義務と提出権

再生債務者は、裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して提出しなければならない（法163条1項）。民事再生手続では、原則として再生債務者が手続開始後も業務遂行権や財産管理处分権を保有し、公平誠実義務に服し自らを律しつつ再生手続を主体的に追行し（法38条1項、2項）、成立した再生計画を遂行すべきものとされている（法186条1項）。所定の時間軸の中で、破綻に至った経緯を省察し、資産と収益力の実状や潜在力を検証し、債権調査を経て負債の全容を把握し、事業及び財務の再構築のために必要なスポンサー支援を仰ぐなどして、遂行可能性の裏付けのある事業計画を立案し、これと表裏をなす損益計画や資金計画を策定し、各種の債権者に対する弁済可能額と弁済条件を推考し、もって、再生債権の猶予や減免などを内容とする再生計画案を作成することに対しては、再生債務者自身がその第一義的な責務を負うものである¹⁾。

この再生計画案の提出義務は、再生債務者の財産の管理または処分が不当で

あるときなど、再生債務者の事業の再生のために特に必要があるとして管財人が選任された場合には（法64条）、管財人の責務となる（法66条。なお、法2条2項参照）。そしてこの場合、再生債務者には、再生計画案の提出権が認められることになる（法163条2項）。管財人が選任された場合であっても、事業内容や経営環境の実状に通じている再生債務者に提出権を認めることで、より良い再生計画案が編まれる契機としようとするものであるが、経営から排除された再生債務者（その取締役など）があえて計画案を提案することは、実際上は極めて稀なことであろう。

他方、債権届出をした再生債権者は、管財人の選任のいかんにかかわらず、裁判所の定める期間内に、再生計画案を作成して提出することができる（法163条2項）。再生債権者は債権届出を行うことによって再生手続に参加することとなるが（法86条以下）、再生計画における権利変更の可能性という重大な利害関係に鑑み、提出権が認められたものである²⁾。

2 再生計画案の提出期間との関係

裁判所は、債権届出期間の満了後の裁判所が定める期間内に、再生債務者等が再生計画案を作成して提出すべきことを定める（法163条1項）。

再生債権の届出をすべき期間は、再生手続開始と同時に定められるが（法34条1項）、その期間は、特段の事情がある場合を除き、再生手続開始の決定の日から2週間以上4ヶ月以内の範囲で定められる（民事再生規則（以下「規則」という。）18条1項1号）。再生債権の届出を承けて債権調査手続が進められ、再生債務者による認否書の提出を経て（法101条5項参照）一般調査期間に至るが（法34条1項）、その期間は、特別の事情がある場合を除き、債権届出期間の

1) 所定の期間内に再生計画案を提出できない場合、再生債務者は、その期間内に、その旨及びその理由を記載した報告書を裁判所に提出しなければならない（規則84条2項）。裁判所は裁量により提出期間を伸長できるが（法163条3項）、所定の期間内に再生計画案の提出がなければ、再生手続を職権で廃止することになる（法191条2号前段）。

2) なお、再生債務者について外国倒産処理手続が行われている場合には、外国管財人も所定の期間内に再生計画案を作成して提出できるとされている（法209条3項）。

末日との間に1週間以上2ヶ月以下の期間をおいた初日から、1週間以上3週間以下の範囲で定められる（規則18条1項2号）。そして、再生計画案の提出期限は、特別の事情がある場合を除き、一般調査期間の末日から、2ヶ月以内の日としなければならないとされている（規則84条1項³⁾。

以上によれば、再生計画案の提出期間の末日は、特別の事情がある場合を除き、手続開始決定から最長で8ヶ月と3週間以内に定められることになるが、実際の再生手続の運用においては、可及的に迅速な再生を図るため、より前倒して期限が定められるのが通常であると思われる。民事再生の申立件数が全国で最も多い東京地方裁判所（民事第20部）の標準的な運用では、申立から開始決定まで約1週間、債権届出期間の終期まで約1ヶ月と1週間、認否書提出期限まで約2ヶ月と1週間、一般調査期間の終期まで約11週間、再生計画案提出期限まで約3ヶ月とされている。

ところで、この再生計画案の提出期間の定めについて、再生債務者と再生債権者とで長短（各期間の末日について先後の差）を設けることは可能か、そして、一方についてのみ期限を伸長することは可能か、一応問題となる。法163条2項は「前項の期間内」とは規定しておらず、文理上は可能に見えるが、それでは先行提出を余儀なくされた一方の再生計画案の内容が吟味された上で、他方の再生計画案が提出される余地が生じ、再生の方針をめぐる再生債務者と再生債権者の間に見解の対立がある場合には、一方にのみ「後出し」を許すという意味で、衡平でない結果を招きかねないことから、この点は否定に解すべきで

3) ただしこれは再生債務者が再生計画案を提出すべき期間についてであって、再生債権者が再生計画案を提出できる期間について、規則による定めは特に設けられていない。後者は前者の対案となる以上、その提出期間も自ずから定まることになるからであるという。最高裁判所事務総局民事局監修「条解民事再生規則〔新版〕」（法曹会・2005年）181頁。

4) もっとも、会社更生手続については、従前、更生債権者に対する提出期間が管財人に対するそれよりも短く定められる例は少なからずあった。管財人が作成する更生計画案に債権者提出の計画案の内容を反映させること可能ならしめることを推奨する見解として、兼子一監修「条解会社更生法（下）」（弘文堂・1974年）177頁。近時の民事再生手続の運用では提出期間は債権者と債務者に共通とされているという。伊藤眞・田原睦夫監修「新注釈民事再生法（下）」（金融財政事情研究会・2006年）43頁〔小林信明〕。

ある⁴⁾。そして、「後出し」を許すのと実質的に異ならないような内容の改変を伴う再生計画案の修正（法167条）もまた、同じ趣旨から規制されなければならないであろう⁵⁾。

また、再生債権の届出がされても、債権調査の手續において再生債務者等から認めないとの認否がされ、または他の届出再生債権者から異議が述べられる可能性は内在しており（法101条以下）、債権査定の裁判さらには異議の訴えに至る等して（法105条以下）、再生計画案を提出しようとする再生債権者にかかる債権の存否や内容が、再生計画案の提出期間内に確定していない場合もあり得るところである。しかし、この点は再生計画案の提出権の障害にはならないと解される。再生計画案の提出にあたり届出再生債権が確定していることは、規定上要求されておらず（法163条2項）、再生計画案が未確定再生債権者により提出されたことは、付議しない旨の決定（排除決定）をすべき事由とされておらず（法169条1項）、実質的に考えても、提出された再生計画案が決議に付するに足りる内容であるならば、むしろ議決権者らによる票決に委ねる方が関係者の利害調整の選択肢を増すことにもなる、もとより債権調査で異議等のある債権とし、債権確定まで時日を重ねることにより、再生計画案の提出権を有名無実とする方途を許す理由もないであろう。

5) 実質的に見て修正前後で計画案の内容の同一性が保持されているかは、ときに微妙な判断を伴う。再生計画案の絶対的必要的記載事項である権利変更条項につき、一方の計画案の内容を了知した上で他方が弁済率を上げる等は、再生計画案の提出期間がそろえられている場合には、実質的に同一性を逸脱する修正というべきである。また、いわゆる減増資（株式の取得と募集株式の引受）方式から営業（事業）譲渡方式への方針転換は、それ自体は任意的記載事項の変更であるが、その事項が記載された再生計画案が可決認可されれば法的な効力を生ずること、それは事業計画の前提であり弁済計画の履行可能性の検証対象となるべきものであることに照らせば、実質的に同一性を逸脱する修正というべきであろう。

三 再生債権者が再生計画案を提出するに至る背景事情

1 スポンサーの事前選定への不満

(1) スポンサー事前選定におけるジレンマ

より適切な事業再生を企図してのこととはいえ、業務遂行権や財産管理処分権を保有し公平誠実義務に服しつつ再生手続を進行する再生債務者に対峙して、あえて再生債権者が再生計画案の作成提出に及ぶという事態は、やはり特別な背景事情のある場合に限られる。再生債務者との間で事業再生の方針をめぐる路線対立がある典型例としては、再生手続の開始前に再生債務者がスポンサーを内定している一方で、重要な取引先であるとか大口の債権者である等により重大な利害関係を有する再生債権者において、スポンサーの事前選定の経緯についてその公正性を訝り、スポンサー支援の内容に不十分さを覚え、あるいは、支援能力に不信を抱く等し、むしろ他のスポンサー候補から支援を受けることにより一層有利な再生を企図できる目算のあるような場合が想起される。

民事再生の申請に先立ちスポンサーが内定していることの有用性については、一般論としては、異論は少ないものと思われる⁶⁾。すなわち、法的整理の申立てがされると、得意先は商品や役務の安定供給を懸念し、仕入先や委託先は旧債の取扱いや将来の取引関係を懸念し、従業員は雇用の確保や労働債権の支払いを懸念し、茫漠とした焦燥感、不安や不満、市場競争の中で、事業（企業）価値は急速に劣化しがちなのであって、他方、信用力、資金力、事業力の

6) スポンサーという用語は幅広く用いられている。民事再生手続との関係でいえば、再生債務者の商取引に直接ないし間接に介入することで信用力を補完する者、事業上のシナジー効果を企図して再生債務者と業務提携をする者、再生債務者に経営資源（人材やシステム等）を提供する者、再生手続の期間中に短期資金を融資する者、再生計画の遂行のために再生債務者に対して出資や融資を実施する者、再生債務者の事業や株式（株式に振り替える債権）を取得する者、それらの組み合わせなど、様々な関与の方法が考えられるところである。本稿では、再生債務者の事業譲渡の譲受人になり、あるいは出資により支配株主になろうとする者を念頭に検討を進める。この場合、スポンサー側から見れば、再生債務者の事業は投資の対象ということにもなる。

あるスポンサーの存在を早期に公表できるならば、そうした事態は可及的すみやかに食い止められ、業績の回復も早いと考えられるものである。そして、スポンサー選定の経緯が公正であり、支援の内容が合理的かつ確実であるならば、そのスポンサー支援に依拠した事業再生について、再生債権者としても反対する理由はないであろう。ただ問題は、何を基準にしてその支援を合理的と考えるか、仮に選定経緯の公正さがその合理性を担保するとしても、どのような選定の過程を経たならば公正といえるのか、いずれも一概には断じ得ない点である。

この点、個々の資産換価が目的であれば、基本的には金額の最大化を眼目として、必要に応じて定型的な入札を経る等すればよく、資産取得者の属性や取得後の利用方法などが重大な課題となることは稀であろう⁷⁾。しかしながら、人、物、資金、情報、信用の総体である事業（企業）を対象として、スポンサーへの経営移管を企図するならば、利害関係人の全体的な公平性、公正性や妥当性に勘案し、實際上、金額条件のみを基準にできることは稀であろう。対象となる資産（事業）の範囲や金額条件のほか、将来の事業構想やその実現可能性、従業員の雇用確保や労働条件の維持、取引先との取引継続や取引条件の維持、場合によっては地域経済との友好関係の持続といった諸事情まで考慮すべき場合も皆無ではなく、それが額面上の対価の最大化と両立するとは限らない。

そもそも事業の価値を客観化しようにも、将来利益ないし収入の現在価値を算出するという事柄の性質上、そこには様々な不確定要素が入り込む余地があって一義的な評価は困難であるし、評価の客観性を担保するために入札を行うにしても、ごく単純な資産売却のために実施される定型的な入札過程と同様にはいかないであろう。もっぱら慎重を期するとすれば、余裕あるスケジュールの設定、幅広いスポンサー候補者の抽出、候補者に対する参加の招聘と意向確

7) 周知のとおり、複数の入札参加者が、入札対象に関して適切に提供された情報を各自で分析し、それぞれ公平な立場で入札した結果、最高の内容を提案した者が落札者となる、という事後検証の可能な仕組みは、その結論に至る経緯において競争原理が導入されていることから、結果の妥当性が客観的に担保され公正であると認識されていることから、資産処分や契約発注などに広く用いられているところである。

認、秘密保持契約の締結、選定基準や考慮要素の設定と提示、概括的情報の提供、これに対する分析と質疑応答、第1次提案の徴求、提案内容の比較検討と選別、優先的（独占的）交渉権の付与、事業内容の精査、第2次提案ないし最終合意に向けた条件交渉など、相応に重層な過程を経なければならないであろうが、他方、法的整理にすでに入り、あるいはそれを視野に入れざるを得ないような債務者において、こうした綿密な入札の過程に耐えられるだけの企業体力が常にあるとは限らないのである⁸⁾。

(2) いわゆるプレパッケージ型申立ての問題点

こうした事情から、いわゆるプレパッケージ型の申立て、すなわち債務者が何らかの手段で事前にスポンサーを選定し、そのスポンサーとの間で事業譲渡や出資を内容とする契約を締結した上⁹⁾、民事再生の申立てに及んだ後、他のスポンサー希望者が現れた場合において、既存のスポンサー契約を解除（法49条1項）しなくとも公平誠実義務違反（法38条2項）を問われないための債務者の行為指針が模索され、複数の提言がされるに至った¹⁰⁾。

たとえば、いわゆるお台場アプローチは、次のような条件を提示する¹¹⁾。

- ① あらかじめスポンサー等を選定しなければ事業が劣化してしまう状況にあること
- ② 実質的な競争が成立するように、スポンサー等の候補者を募っていること

8) こうした事情や問題点について、かつて論じたことがある。詳細については、松嶋英機・濱田芳貴「日本におけるプレパッケージ型申立の問題点」銀行法務21・631号6頁以下を参照いただきたい。

9) この場合、民事再生の申立て前における（再生）債務者とスポンサー（候補者）との合意のあり方については一様ではなく、優先的交渉権を付与する等にとどまる場合もあろうが、支援を確実に得たい債務者の要望、事業を確実に掌中に収めたいスポンサーの希望から、停止条件の付された事業譲渡契約や出資契約、あるいはその実現に向けた基本契約などが締結されている場合が多いであろう。こうした契約関係が再生手続開始の時にあって双方未履行の双務契約に該当する場合に、その解除選択の如何が後に問題となるものである。

- ③ 入札条件に、価格を下落させるような不当な条件が付されていないこと
- ④ 応札者の中からスポンサー等を選定する手続において、不当な処理がされていないこと
- ⑤ スポンサー契約等の内容が会社側に不利な内容となっていないこと
- ⑥ スポンサー等の選定手続について、公正である旨の第三者の意見が付されていること
- ⑦ スポンサー等が、誠実に契約を履行し、期待どおりに役割を果たしていること

また、實際上、多くの事案では、スポンサーの事前選定にあたり入札手続は適合しないとの認識のもと、それでもなお入札の効用である透明性・公平性・公正性を可及的に確保すべく、事前選定が必要な事案につき、次のような条件を提示する見解もある¹²⁾。

- ① メインバンク（または主力取引債権者）がスポンサー交渉に関与し、少なくとも結果について承諾していること（フィナンシャル・アドバイザーが関与していればなお良いであろうが、それは企業規模と緊急性に左右される。）

10) スポンサーの事前選定に関する問題点について、従前の議論がこれを法49条1項の問題としてのみ捉えていたことは誤りであるとの指摘がある。西村ときわ法律事務所編「ファイナンス法大全アップデート」（商事法務・2006年）994頁〔福岡真之介〕。大要、法49条1項に基づく解除権の行使如何について再生債務者に広い裁量を認めたとしても、再生計画案提出前に事業譲渡を実施する場合における再生債権者からの意見聴取と裁判所による許可（法42条）、あるいは、再生計画案に事業譲渡等を定める場合における再生債権者による多数決と裁判所による認可（法174条）によって、スポンサー選定手続の適切性が判断される機会があり、それで足りるものとする。たしかに、既に締結されているスポンサー契約に対する事後評価の枠組みとしては、その論旨の説くとおりであるが、従前の議論は、事前にスポンサー契約を締結する際の行為準則を提示して予測可能性を確保しようとする点に主旨があったといえ、かかる指摘とは視座が異なるものではないかと思われる。

11) 須藤英章「プレパッケージ型事業再生に関する提言」事業再生研究機構編『プレパッケージ型事業再生』（商事法務・2004年）101頁。

12) 松嶋ほか前掲注8、13頁。

- ② 複数の候補者と交渉し、少なくとも打診はしたこと
- ③ 当時の事業価値の評価として一応妥当であること
- ④ スポンサー契約が民事再生申立の決断または早期申立に寄与したこと
- ⑤ スポンサー契約に至る過程において、スポンサー候補者が資金繰りや営業継続上の協力（仕入れ、販売、人材派遣、技術提供、不良資産の買取、その他）をしたこと（絶対的条件ではない。）

しかして、かかる指針の提示に対しては、単純な賛否を越えて各様の反応が生じたように思われる。一つには、7要件にせよ5要件にせよ、むしろこれらの要件が備わる場合は、再生債務者の公平誠実義務を云々する必要すらないケースとして理解されるべきであり、スポンサーとの合意内容が、再生債権者が分配を受けるべき企業価値あるいは事業価値を基準として著しく不当でない限りは、あとは再生債権者の判断に委ねるべきものとする論評である¹³⁾。そして、もう一つには、債務者から事業を継承するにあたり、事前にスポンサー候補者が債権を買集めて大口債権者となり、ときに株式も取得する等して、経営支配への手づるを掌中に収めた上で、債務者をして民事再生手続の申請をせしむるという手法の普及である。一見、両者は同様の問題意識に依拠するようでもあるが、スポンサーの事前選定の適正化という視座からすると、指針の柔軟な解釈運用を指向しているものか、指針を設ける趣旨を踐脱しようとしているものか、一概には論じ得ない状況にあるように思われる次第である。

2 再生手続の公平誠実な追行への不信心

(1) 再生債務者と再生債権者の間における情報の非対称

再生債務者がスポンサーを事前選定して民事再生手続の申請に及んだ場合、多くの再生債権者にとっては、そもそも債務者が法的整理に入ること自体が突然である上、窺い知らぬ間に内定したスポンサーとの間で根回しされた支援内容に依拠して債務者の事業再生が進められようとしている、という事態

13) 中村清「倒産手続におけるスポンサー募集上の留意点」田邊光政編『最新 倒産法・会社法をめぐる実務上の問題点』（民事法研究会・平成17年）259頁以下。

もまた唐突なことであろう。通常、民事再生の申立てがされると、直ちに弁済禁止などの保全命令が発令され、個別的な権利行使が規制されるとともに、再生債務者が開催する債権者説明会において、申立に至った経緯、事業や財政の現状、再生手続の内容、今後の見通しなどにつき、再生債務者から何らかの説明その他の情報開示が行われるものである。そして、こうした説明内容や情報開示に向けた債務者の姿勢などによって、再生債務者の信用力に対する疑念がある程度払拭され、むしろ事業の再生に協力しようという機運が醸成される場合もあるが、他方、こうした機会にスポンサー選定の経緯や支援内容などについて相応に納得のできる説明や情報に接することができなかつたがために、再生債権者として再生債務者が企図する事業再生の方針について賛同しがたい場合もまた、あり得るところである。

ここで、再生債務者の情報開示に関する法の規律を概観すると、まず総則的には、再生債務者は、債権者に対して公平かつ誠実に業務遂行及び財産管理の権利を行使し再生手続を進行する義務があり（法38条2項）、再生手続の進行に関する重要な事項について、再生債権者に周知させるように努めなければならないとされている（規則1条2項）。実務上、再生手続開始の申立後、債権者説明会を開催し、再生債権者に対し、再生債務者の業務及び財産に関する現状や、再生手続の進行に関する事項について説明するのが通例であることは、上述のとおりである（規則61条1項）。当該説明会が開催される場合には省略されるのが通例となつてはいるが、法律上、財産状況を報告するための債権者集会を開催することも可能である（法126条）。財産状況報告集会が開られない場合であっても、再生債務者は、裁判所に対し、再生手続開始後、遅滞なく、再生手続開始に至った事情、再生債務者の業務及び財産に関する経過及び現状などを記載した報告書を提出することとされ（法125条1項、規則57条1項、63条1項）、あわせて、再生債務者に属する一切の財産につき再生手続開始の時における価額を評定し、財産目録及び貸借対照表を作成して提出することとされている（法124条1項、2項、規則56条1項、57条2項）。その他、各月毎に業務及び財産状況等を記載した報告書を提出されることが命じられるのが通例である（法125

条2項。なお、規則59条)。このようにして再生債務者が裁判所に提出する文書等に加え、民事再生手続開始申立書及び添付書面（規則2条1項、14条）なども含め、再生事件に関する文書等については、民事訴訟法91条の記録閲覧に関する規律が準用されることを前提に（法18条）、閲覧等について根拠と制限が定められており（法16条、17条）、支障部分を除き、利害関係人である再生債権者の閲覧等に供されるものである。

そして通常であれば、再生債務者がこうした責務を適切に果たす過程において、再生債権者は再生債務者が企図する事業再生の基本方針を認識し、スポンサー支援の内実を理解し、再生債務者の姿勢も含めて再生の可能性について総合的な心証を形成しつつ、再生債務者が提案する再生計画案の適法性などを検証し、もって賛否を表明することになるものであり、そうした手続の進行パターンは、監督委員による的確な指導助言や再生計画案に関する意見（法125条3項）とも相まって、むしろ実践的なあり方でもある。

(2) 性善説か性悪説か

ところで、再生債務者による説明や情報開示のあり方については、具体的に事細かに列挙されて規定されているわけではなく、それは立法技術的にも難しいことでもあろう。それゆえ、個別の事案毎に見れば、再生債務者の姿勢次第で、再生債権者が期待するほどの説明や情報開示が必ず果たされているとは限らない。法的整理手続における集団的処理の要請からすれば、何か特異な事情に固執する債権者をも含めた総ての債権者が完全に納得するに足る説明や情報開示は、おそらく不可能であるし過剰でもあろう。むしろ、再生債務者の事業の維持再生に著しい支障を生ずるおそれ又は再生債務者の財産に著しい損害を与える部分については、文書の閲覧等が制限される場合が留保されていること（法17条）、再生手続が法律の規定に違反する場合であっても、違反の程度が軽微である限り再生計画案の不認可事由とはならないこと（174条2項1号）、再生債務者の義務違反による手続廃止についても、裁判所による廃止決定は裁量的であること（193条1項柱書き）、もともと再生計画は再生債権者の法定多

数が同意すれば成立するように制度設計されていることに照らしても（法172条の3）、諸々の説明や情報提供に対する個々の再生債権者の不満を、一概に再生債務者の懈怠によるものとみなすことはできない。

しかし、スポンサーの事前選定の適正化という視座からすると、先述の指針（三1（2））等について、あくまで一定の許容範囲（常識の範囲）内での柔軟な解釈運用を旨として、真摯に事業再生に取り組む幾多の事案の間を突いて、スポンサー選定の経緯や支援の内容について、ありのまま開示することが躊躇される事情を抱える再生債務者が、上述のような手続の立場にあることを奇貨として、諸々の説明や情報開示について消極的姿勢に終始したまま再生手続を遂げ去ろうとしており、結局、かかる指針の趣旨の践脱を疑わざるをえないような事案、あるいは、そうした消極的姿勢について自らを顧みざるが故に、真相は別にして再生債務者が何か不都合な事情を抱えているかのように疑われてしまう事案もまた、皆無ではないであろう。

実際、再生債権者の再生手続への関与における現実を見据えるに、そもそも取引債権者など多くの再生債権者は概して再生手続の進行に対して意見するような体勢にはなく、債権者委員会の制度はあるが必要的機関ではなく設置例も殆どなく（法118条1項）、金融債権者も与信残高や担保保全率の多寡により債権者相互の信頼関係が醸成されにくく、再生手続において総債権者の意見が積極的に集約されることは難しい。加えて、特定のスポンサーを念頭に置いた事業譲渡や出資について、これを内容とする再生計画案の決議において、最終的な決定権者として遇されるべき再生債権者が有意な異を唱えられるのか、という現実的な疑問も残る。再生手続の標準的なスケジュール¹⁴⁾に間に合うように再生債務者がスポンサー選定作業に取り組み、その支援を基礎とした再生計画案を提出した場合、實際上、否決されれば次点の候補と再交渉できるほどの時間的余裕や企業体力が残されておらず、再生債務者としては、否決イコール再生手続廃止で破産への移行やむなしであるとして、再生債権者らを説得することになるであろうが、そのように説得されると、再生債権者としても他の選

14) 東京地方裁判所の標準的なスケジュールの骨子については、本文二2参照。

択肢がない¹⁵⁾。このことは、再生債務者にはスポンサー選定過程などについての確な説明が求められているにもかかわらず、その履践が不十分である一方で、再生債権者としては、基本的に全件について監督委員が選任されるという運用のもとで、再生債務者がその指導監督の宜しきを得ながら公平誠実義務を全うしてくれるであろうことを、ただ信じるほかないような事案も、遺憾ながらあり得ることを意味している。

そして問題をさらに複雑にしているのは、他方において、スポンサーの事前選定の適正化という視座に照らし、一定の許容範囲（常識の範囲）内での柔軟な解釈運用を旨に追行されている再生手続において、先述の指針に形式的に合致していない事由のあることを奇貨として、再生債権者その他の者が些か牽強付会かと思われる様相でスポンサー候補者として名乗りを上げる場合もまた、絶無ではないことである。

四 再生債権者が作成提出できる再生計画案の内容

1 再生計画案の提出を企図する再生債権者の置かれた立場

再生債権者として、いかようにも再生債務者（その現経営陣）による手続追行を是認し難く、しかし既存のスポンサー契約が自主的に解除される様子はなく、これを解除せしめる法的手段もなく、これまでの経緯や再生債務者の姿勢などに照らし鑑みて、実質的に公正かつ衡平な内容の再生計画案を期待できないという場合、それでもなお自らが是とする事業再生の方針を実現させようと

15) この点、再生計画案提出前に再生債務者が裁判所の許可を得て事業譲渡を実施する場合には、なお顕著であろう。もしスポンサー選定の経緯自体からして疑義があるとするれば、せめて再生債務者が内定したスポンサーの支援により真に再生債権者一般の利益に叶う結果が導かれるのか、経済的及び法律的な視点から客観的検証に絶え得る程度の説明と情報開示がされてしかるべきである。再生債権者が再生債務者の事業用資産に担保権の設定を受けているといった事情がある場合には、加えて、再生債務者が想定する一般配当率について、別除権に対する適切な処遇（別除権協定等に基づく担保受戻しのためにする支払い）と両立するだけの弁済原資が確保され得るのかという点も含めて、資金計画全般の遂行の見込みに係る疑義が払拭されねばならないであろう。

すれば、再生手続廃止の上申では意味をなさず（法191条）、さりとして、再生手続としては異例となる管理命令の申立てもまた妙手とはいえず（法64条1項）¹⁶⁾、往くところ、自ら再生計画案を作成して提出するほかに、現実的な手段は無いに等しい。

こうした再生債務者に対する不信を背景としながら、再生債権者が再生計画案を作成して提出しようとするれば、将来に亘り再生債務者の自律に期待するような内容の計画案はおよそ非現実的であり、再生債務者の事業を的確に経営できるであろう者（第三者もしくは債権者自身）の支援協力を容れた計画案とせざるを得ないことになる。しかしながら、再生債権者が他人である再生債務者の懐具合を忖度しながら再生計画案を立案するについては、当然ながら様々な制約や限界を伴うものである。すなわち、再生計画案の主な内容は再生債権にかかる権利の変更、つまり債務の免除や支払いの猶予であるが、それは残債権に対する弁済計画、ひいては実行可能な事業計画や破綻なき資金計画（支援者の側から見ると、合理的かつ採算性のある投（融）資計画）と表裏をなすものであり、

16) この申立権が行使されても、管理命令が発令されるか否かは裁判所の裁量による。そして、再生債務者による情報開示の不足や遅延があるからといって、再生債務者の財産の管理又は処分が失当であるとき、その他、再生債務者の事業の再生のために特に必要があるとき、という管理命令の要件（法64条1項参照）が直ちに満たされるものではないであろう。それに加えて、DIP型を原則とする民事再生手続における管理命令の運用について、各地方裁判所により運用姿勢や実績に大きな相違があるのも事実である。なお、管理型の手続として会社更生手続開始の申立てを行うことも考えられるが、申立てにあたっては、資本金額の10分の1以上にあたる債権を有する債権者であること等の資格要件が定められている上、負債額等に応じて定められる申立予納金の納付も求められるところであり、しかも、民事再生手続が先行する場合には、直ちに保全管理命令が発令されることはなく、まずは調査委員が選任されるのが通常なのであって、これはこれで債権者の容易に採り得る選択肢ではない。会社更生法17条2項1号、21条1項、30条1項、39条参照。

17) 先に本文中で指摘したとおり（三2（2））、再生債権者が敢えて再生計画案を提出しようとする事案では、えてして再生債務者による情報開示に不足や遅延が伴うものであり（なお、法193条1項3号参照）、そのことが再生債権者による事業計画の立案を一層困難なものとしているところではあるが、以下、本文では主に法律上の課題に的を絞って論ずることとする。

しかもその成立の基礎となるべき事業上や財務上の諸情報や関係資料の類は、基本的にはすべて再生債務者において保有ないし管理されているものである。先述した再生手続における情報開示の諸制度（三二（一））を手がかり足がかりとするにせよ、文書の閲覧等によってアクセス可能な情報や資料には自ずと限りがあるし、再生債務者と対峙する状況下では情報や資料の任意提供を受けるにも相応の困難を伴うことが想像される¹⁷⁾。

また、以上のような実務的な制約に加え、法理上の限界もまた看過し得ない。すなわち、募集株式を引き受ける者の募集を定める条項を含む再生計画案の提出権者は、明文で再生債務者のみに限定されていることから（法166条の2第1項）¹⁸⁾、再生債権者がスポンサー支援を容れた再生計画案を作成しようとするれば、事業譲渡を内容とする以外に現実的な構想が成り立たないという点である¹⁹⁾。

18) 民事再生法の立案過程の当初の段階では、再生計画は債権者の権利の減免を基本とするものとして構想され、会社組織法上の措置を盛り込むことは予定されていなかった。しかし具体的な立法段階に至り、株主責任論の台頭やモラルハザードへの懸念等から、債務者が債務超過であることを前提として、今日でいうところの株式の取得や資本金の額の減少（いわゆる株式消却による100パーセント減資）等に関する条項を再生計画案に盛り込むことに対して、一定の道が開かれた。それでもなお、募集株式を引き受ける者の募集（いわゆる第三者割当増資）については、株主総会の特別決議を省略する手段は用意されなかった。法定多数決に達する再生債権を買い集めた者が、再生手続を申請した上で100パーセント減資と第三者割当増資（デット・エクイティ・スワップ）を内容とする再生計画案を提案し決議を経ることにより、本来のDIP型手続が中小企業の乗っ取り手段に転用される等の懸念が示されていたものである。しかし平成16年改正に至り、実務上の要請に応えるかたちで、譲渡制限株式にかかる募集株式を引き受ける者の募集に関する条項を再生計画案に定めることに対して、門戸が開放された。ただし、債務超過に加え事業の継続に欠くことができない場合に限定されている点、その再生計画案の提出権者が再生債務者に限られている点（法166条の2第1項）、その再生計画が認可されても株主総会の決議が省略されるにすぎず募集事項は取締役（会）が定めることとされている点（法183条の2第1項）など、依然として先述の懸念が残ることに配慮した規律と理解されるものである。以上につき、福永有利監修「詳解民事再生法」（民事法研究会・2006年）501頁以下〔山本弘〕ほか参照。

2 事業譲渡を内容とする再生計画案の提出可能性

まずもって、事業譲渡を内容とする再生計画案を再生債権者が作成して提出することが法律上許容されているのかについて、議論がある。

この点、事業譲渡に関する許可申立ては再生債務者等だけができるとされていること（法42条1項）、本来民事再生手続はDIP型を基本としており、再生債務者に事業譲渡を強要すべきでないこと、民事再生法では会社更生法と異なり事業譲渡が再生計画案の条項として挙がっておらず、事業譲渡に関して再生計画認可により特別な効力が生じるとは考えにくいこと（法154条、会社更生法169条2項参照）等を根拠として、そもそも再生債権者が事業譲渡を内容とする再生計画案を提出すること自体できないとする見解がある²⁰⁾。

しかしこの点については、以下のように考えるべきものと思われる。

まず、先にも指摘したとおり、法律上、再生計画案に募集株式の引受けに関する条項を設けることができるのは再生債務者に限られているが（法166条の2第1項）、事業譲渡については、そうした規定は設けられていない。再生計画案における募集株式の引受け等に関して民事再生法に規定が増設された背景事情としては、「減資手続については再生計画に基づくことを認めながら、他方、減資と一体をなすべき増資手続に対する抵抗があった場合には、結果として100パーセント減資をも阻止できる結果となり一貫しないという批判が強かった。特に、最近、民事再生手続が定着するに伴い、DIPの弊害として、再生債

19) スポンサー支援を容れる構図として、一般論としては、会社分割を活用したスキームも考えられる。この点、会社更生手続であれば、更生計画の定めによって会社分割を含む様々な組織再編が可能とされているところではある（会社更生法176条2項、45条1項ほか）。しかし民事再生において会社分割は完全に手続の埒外とされており、再生債務者との間で事業再生の方針について見解を異にしている状況下においては、債権者にとって一層ハードルが高いといわざるを得ない。

20) 民事再生実務合同研究会編『民事再生手続と監督委員』（商事法務、2008年）229頁〔高木裕康〕。

21) 奈良道博「民事再生手続と減資」門口正人ほか編『新・裁判実務体系21 会社更生法・民事再生法』（青林書院・2004年）497頁以下。

務者による恣意的な手続の運用並びにこれに起因する債権者との摩擦の事例が増大しつつある」といった指摘もみられるところであり²¹⁾、もとより、同規定の増設をもって、再生債権者が事業譲渡を内容とする再生計画案の提出を禁じられる根拠として援用されるべきでないことは、いうまでもない。

また、民事再生法には、事業譲渡の許可（法42条）及び株主総会の特別決議に代替する許可（法43条）の規定が設けられている一方で、会社更生法における更生計画による事業譲渡（同法46条1項参照）に相当する規定は設けられていないが、このことをもって、再生計画による事業譲渡を否定する論拠とするのは早計である²²⁾。まず、代替許可の制度に関していえば、再生債務者の株主は、再生計画による権利変更という局面に議決権者として登場する余地はなく、株主総会の特別決議に代替させる趣旨での事業譲渡に関する条項を再生計画案

22) なお、再生計画による事業譲渡に対する一般的な理解については、宮川勝之「民事再生手続における営業譲渡」門口正人ほか編『新・裁判実務体系21 会社更生法・民事再生法』（青林書院・2004年）451頁ほか参照。会社更生法手続における事業譲渡の位置づけについては、現行法の立案過程から議論がされてきたものであるが、一応、会社更生手続では一般債権者や担保権者ばかりか株主もが法的整理の拘束下に置かれ、その実体法上の地位の相違に応じて組分けされた各関係人らによる決議を経て、更生計画の定めに従って、株主の地位も含めて権利変更がされ、組織再編もはかられる、という基本構造が採用されていることから、会社法との関係で株主総会の決議を要する事業譲渡もまた、更生計画の定めによることが原則とされ、ただ、近時、更生計画前の事業譲渡を幅広く認める方向での議論が進められてきたことから、株主の利益保護にも勘案しつつ、更生計画における事業譲渡に関する規定に更生計画提出前の事業譲渡に関する規律が接ぎ木されたものとして、理解されよう。

23) もっとも、実務的には、事業譲渡について定める条項を含む再生計画案が提出される場合には、法42条による許可申請も平行して申請されている。再生債務者のみが再生計画案を提出する通常の場合には問題は顕在化しないが、それは「念のため」「確認のため」に申請され、許可されているものとして理解すべきであり、仮にこの許可申請手続を欠いても再生手続の法的瑕疵とはならないと考えるべきである。ただし、当該許可申請を省略する前提での再生計画案には、法42条の許可申請の内容と同等の内容、例えば、事業譲渡の対象資産の範囲と対価、相手方といった本質的要素の特定に足る記載が求められるであろう。西謙二ほか編「破産・民事再生の実務（新版）下」（金融財政事情研究会・2008年）252頁〔中山孝雄〕参照。

の中に設けるべき法制度上の必然性はない。また、事業譲渡許可の制度についても、もともと事業譲渡自体が裁判所の許可によって実行可能とされていること、そしてその諸要件に勘案すれば、事業譲渡に関する条項を含む再生計画案が可決、認可された場合には、裁判所による事業譲渡の許可があったものとして取り扱われるべきであり²³⁾、その意味では、かかる再生計画案の条項からも一定の法的な効果が生ずるものと解される。いずれにせよ、再生債権に対する弁済が事業譲渡を前提とする諸計画に依拠しており、そうした前提で作成された再生計画案について、権利変更を甘受する再生債権者の法定多数が賛同した場合には、再生債務者は当該事業譲渡の内容を含む再生計画案を的確に遂行すべき義務（法186条）、必要に応じて許可申請や契約締結等を実施する義務を負担するものと解すべきである²⁴⁾。

以上により、再生債権者が事業譲渡を内容とする再生計画案を提出すること自体が封殺されるべきではないと解する次第であるが²⁵⁾、しかし、再生債務者が、再生債権者の作成にかかる再生計画案について、あらかじめその遂行ないし履行を拒否する旨の意向を表明している場合には、仮にその再生計画案の提出が許されるとしても、その遂行される見込みに対する評価判断や再生債務者の再生手続上の義務との関係で、さらに検討を要することとなる。

五 再生計画案の遂行義務と再生債務者の意思

1 再生計画案の遂行義務

株式会社である再生債務者の事業を第三者に譲渡するためには、当事者間での事業譲渡に関する契約の締結に加え、再生債務者の株主総会において特別決

24) 一般論として、事業譲渡に関する条項もまた再生計画の遂行の対象となることにつき、須藤英章編著『民事再生の実務』（新日本法規・平成17年）570頁〔上野保〕参照。また、組織法的事項に関する条項が再生計画の遂行義務の範囲内に入ること等につき、「民事再生法逐条研究」ジュリスト増刊207頁以下参照。

25) 前掲注23、260頁〔西謙二・松井洋〕。

議（会社法467条、同309条2項11号）を経るか、または、再生手続において当該決議に代わる裁判所の許可（法43条1項）を取得する必要があり、その実現には、再生債務者の株主または再生債務者自身の任意の行為を要することから、再生債権者が事業譲渡を内容とする再生計画案を提出した場合に、かかる任意の協力を期待し難いならば、その遂行の見込みが否定されるとする考え方も、あり得るところではある。現に、再生債務者が再生債権者の作成にかかる再生計画案が再生債務者の望まない相手方への事業譲渡を内容としている場合など、再生債務者の履行拒絶の意志が強固であるときは、計画案が遂行される見込みがない（法169条1項3号、174条2項2号）とする見解もある²⁶⁾。

しかし、そうした見解には以下のような疑問が残る。

法律上、再生債務者は、再生計画の認可決定が確定したときは、速やかに当該再生計画を遂行しなければならないとされている（法186条1項）。可決、認可された再生計画は、再生債権者の法定多数の意向を具現化し、かつ、債権者の一般の利益にも反しないものとして、再生債務者や再生債権者等の利害関係人に対し効力を有するのであって（法177条1項）、再生計画の履行主体である再生債務者が当該計画を遂行しなければならないのは、当事者自治の見地からも、法制度の趣旨からも、当然の事理と解される。この再生計画遂行義務は、当該再生計画が誰によって提出されたかには関係しないものである。そして、先にも指摘したとおり（四二）、再生計画の内容には権利の変更や弁済条件のほか事業譲渡の定めも含まれ得るのであるから、当該義務の内容として、債務の弁済のみならず事業譲渡の実行もまた含まれるものである。

したがって、事業譲渡を内容とする再生計画に対する認可決定が確定した場合には、再生債務者は、再生計画遂行義務を果たすため、再生計画案の定めに従って事業譲渡契約を締結し、加えて、株主をして当該事業譲渡を承認する特別決議を行わせるか、裁判所に対し株主総会の特別決議に代わる許可を申請しなければならない。

26) 前掲注20、229頁〔高木裕康〕。

加えて、再生債務者は、再生手続の追行に関して公平誠実義務（法38条2項）を負っているため、再生計画の認可決定の確定後もなお再生手続が続いている限りは（法188条2項参照）、単に再生計画を遂行する義務を負うということとどまらず、その実質において、債権者に対して公平誠実に再生計画を遂行しなければならない²⁷⁾。すなわち、再生債務者の公平誠実義務は、再生債務者が債権者の利益代表者としての性格を有することを明らかにする趣旨から規定されたものであり、再生手続が開始すると、再生債務者による財産の管理処分権限や業務の遂行権限は、常に再生債権者に対する公平誠実義務による拘束を受けることになるのであって²⁸⁾、事業譲渡を内容とする再生債権者提出の再生計画につき認可決定の確定に至った場合には、再生債務者は、公平誠実義務の観点からも、総債権者との関係で、法定多数の再生債権者の意向を受けた再生計画の内容を具体化するために、契約締結や代替許可申請など事業譲渡の実現に必要な措置を執るべき義務を負うものである。換言すれば、民事再生法上、公平誠実義務によって制約された管理処分権しか有しない再生債務者が、認可決定の確定した再生計画を遂行しないことは、たとえDIP型手続であっても、法律上、許されないものと解されるべきではなからうか。

2 再生債務者の再生計画遂行に向けた意思との関係

この点、実務運用上は、再生債務者の意向と付議決定の関係について、次のような考え方が示されている。すなわち、再生債務者が再生債権者の作成にかかる再生計画案の実行を拒否しているとの一事をもって遂行の見込みがないと判断して付議しないとすると、再生債務者の一存で再生債権者案を排除するこ

27) 前掲注24、571頁〔上野保〕。

28) 山本克己「民事再生手続開始の効力」ジュリスト1171号27頁。なお、再生債務者の公平誠実義務については、再生手続開始決定において、債務者からいったん管理処分権が剥奪され、債権者を擁護する義務によって制約されるという形に性格が変容された管理処分権が改めて債権者に付与される、という構成の支えとなる条文として、法38条2項を理解される。山本克己「再生債務者の機関性：理論的検討」事業再生と債権管理115号5頁。

とになって相当とはいえないし、現実には再生債権者案が可決認可された場合、再生債務者が破産を覚悟してまでその実現を拒絶するのか否か等は将来の問題であり、付議決定の時点で他の要件が具備されている限り、再生債務者の意向はひとまず置いて、基本的には債権者案を付議するとするものである²⁹⁾。

そして、再生債務者の再生計画遂行義務に関する上記の理解を前提とする限り、再生債権者の作成にかかる再生計画案が付議された末に可決認可され確定に至ってもなお、再生債務者（取締役（会））においてこれを遂行しない旨の意思表示を撤回しないような場合にも、かかる理解は妥当するものと解される。そのような再生債務者の恣意的な挙措（換言すれば、再生債権者が提出した再生計画案につき可決、認可、確定に至ることを条件とする、義務違反行為の表明）を前提として、当該計画案の遂行可能性がない（それを不認可事由と位置づけて付議せず、あるいは認可しない等）との判断を下すことは、再生計画遂行義務を規定した民事再生法の趣旨に悖り、不相当と言わざるを得ない。実質論としても、法が届出再生債権者による再生計画案の提出を許しておきながら（法163条2項）、再生債務者が予め事業譲渡を内容とする再生債権者提出の再生計画案を遂行しない旨の表明をしているような場合には、当該計画案の遂行可能性が否定される（付議不相当とされる）とするならば、募集株式を引き受ける者の募集を定める再生計画案の提出を封じられている再生債権者にとって、いわゆるスポンサー型の再生計画案を提出することは事実上不可能となり、その計画案提出権限を事実上剥奪するに等しいのであって相当とはいえない。

加えて、監督命令の発令を基本とする実務運用のもとにおいては、作成提出者のいかに関わらず、認可決定の確定した再生計画については、制度上、監督委員による監督（法186条2項）によって、再生債務者による再生計画的的確

29) 前掲注23、260頁〔西謙二・松井洋〕。小河原寧「通常再生手続において、再生債権者が再生計画案を提出した場合における裁判所の処理についての一考察」NBL 885号（2008年）10頁には、「実際、当初は再生債権者と再生債務者が熾烈に対立している場合であっても、再生債務者を取り巻く環境は刻一刻と変化するものであり、決議のための債権者集会が近づくにつれ取引先や従業員の動向なども考慮して、再生債務者が、仮に債権者案が可決されたときにはこれを受け入れる旨を表明するケースもある」と指摘する。

な遂行が担保されているといえるし、それが事業譲渡の定めを含む場合に、再生債務者が認可決定の確定後もなお事業譲渡に協力しない姿勢を示しているようであれば、それは単なる情報提供等の怠慢という次元を越え、再生計画遂行義務及び公平誠実義務に違背するものであり、再生債務者による財産の管理及び処分が失当であるとして、管理命令（法64条1項）が発動されるべき事態ですらある。つまり、法制上、事業譲渡を内容とする再生債権者提案の再生計画案に対し、再生債務者が協力する見込みが全くない場合であっても、最終的に管財人の手で当該計画案が実現されるという手段が確保されているとはいえるのである³⁰⁾。

3 既存のスポンサー契約との関係

ところで、再生債務者の計画遂行意思に関連して、既存のスポンサー契約の存在と再生債権者の作成にかかる再生計画案の遂行可能性の関係も、一応問題となるかと思われる。

しかし、この点については、再生債務者の再生計画遂行義務に関する上記の考え方を敷衍し、かつ、いわゆるプレパッケージ型民事再生に関する問題点を参酌するならば、再生債務者の締結した既存のスポンサー契約の内容が再生債権者の作成にかかる再生計画案の内容に抵触するものであっても、その再生計画案が可決、認可され、確定にまで至った場合には、こうした事情が計画の遂行可能性に影響するものではないと解すべきであろう。

先にも指摘したとおり、プレパッケージ型申立ての民事再生手続において、再生債務者がスポンサー候補者との間で当該申立て前にスポンサー契約を締結

30) この点、前掲注23、263頁〔西謙二・松井洋〕は、「民事再生法は管理命令の発令時期について時間的な制限を設けていないので、計画遂行の場面でも、ごく例外的に管理命令を活用する余地がある」と述べている。管財人が再生計画に定められた組織法的事項についていかなる権限を有し責務を負うかについては議論があるが（「民事再生法逐条研究」ジュリスト増刊208頁以下）、こと事業譲渡に関する限り、債務者会社が債務超過でない場合を除けば、所用の許可申請や契約締結などは管財人において実行可能な事項である。

していたが、申立て後に別の第三者からより有利な条件でのスポンサーの申し入れがあった場合に、再生債務者が既存のスポンサー契約を解除できるかという問題に関しては、解除可能性を否定する考え方も提唱されており、事業の再建にいち早く貢献した者の保護を図る必要性がある等の問題意識も理解し得るところではある。しかしながら、スポンサー契約は大抵の場合、スポンサー側の義務と再生債務者側の義務を規定し、開始決定時には双方の義務が未履行の状態にあるのが通常であるから、法49条1項の適用可能性を一律に否定することはできない。実質的にも、同条項が再生債務者の解除を認めているということは、事業の維持継続及び債務者財産の価値最大化という手続の目的との関係で、既存の未完了の契約を見直し、有利なものはそのまま存続させる一方で、不利なものは解消する可能性を法が認めているということであり、一般論としては、スポンサー契約のみをこの規律の例外であるとすることは困難であり、この場合にも履行か解除かの選択権そのものは発生し、かつ行使できるものと考えざるを得ない。そして、この理は、再生債権者の利益の確保という観点にも適合する。すなわち、申立て前に締結されたスポンサー契約よりも有利な契約の申し込みがなされた場合に、当初の契約を解消して新たな有利な契約に乗り換えることが一切できない、あるいは乗り換えなくても公平誠実義務の違反になり得ないとすれば、債権者への分配の極大化という法の目的の一つが達成できなくなることは明らかといえよう³¹⁾。

以上の理解を前提としながら、再生債務者として、認可決定の確定した再生計画の遂行義務に照らし当該スポンサー契約を解除すべきか否かを判断し、当該遂行義務を果たすべきことになるかと解される。

31) 松下淳一「スポンサー契約の解除およびいわゆるブレイクアップフィーについてのメモ」前掲注11、256頁ほか参照。なお、実務上は、多くのスポンサー契約は、当該契約を前提とする計画の認可等を停止条件とし、あるいは、その不認可等を解除条件としているものと思われる。

4 再生債務者に再生計画を遂行せしめる手段

最後に残された課題として、以上の考え方に対して、一方では、再生債務者に対して事業譲渡を強制する手段はなく、発令に裁量の余地を残す管理命令という手段を除けば、あくまで反対する再生債務者との関係では、結局、再生計画を遂行せしめる確実な手段を欠き、再生手続廃止（法194条）に至るほかないのではないかとの指摘が、他方では、再生債務者が認可確定に至った再生計画所定の事業譲渡に依ることなく独自に資金調達を図り、もって再生計画に定められた再生債権への弁済を「履行」できるならば、結局、再生計画の不履行（法189条1項2号参照）には至らず、再生計画の「遂行」される見込みがない場合に該当しなくなるのではないかとの指摘が、それぞれ可能であるかと思われる。

この点、再生債務者の作成にかかる再生計画にいわゆる減資（株式の取得と償却）の条項が盛り込まれるような場合について、次のような考え方が提案されている。すなわち、「任意的記載事項として経営陣の交代が打ち出され、経営陣が交代することを信頼して大幅に譲歩した、それにもかかわらず経営陣が交代しなかった（中略）。そうすると、債権者サイドとしては、経営陣がいつまでに交代しない場合には譲歩しないとか、条件付きの譲歩をするといったかたちで再生計画に縛りをかけて、任意的記載事項を弁済にリンクさせる、というかたちで対応すべきなのだろう（中略）。譲歩の解除条件が成就して債権がいくらか復活し、それで弁済がされなければ、履行を怠ったという方向へ持っていくことも可能（後略）」というものである³²⁾。これはあくまで再生債務者自身による再生計画の任意的記載事項の不履行に対する事前対策としての議論であり、再生債権者の作成にかかる再生計画案の内容として直ちに適用できるものではないが、再生計画遂行義務の内容としての任意的記載事項の位置づけをあらかじめ明らかにし、かつ、その遂行を担保するための一つの手法として、

32) 「民事再生法逐条研究」ジュリスト増刊227頁〔田原睦夫発言〕。他の討論者からも支持されていることが窺える。再生計画の条項についての不履行ということになれば、再生債権者としては、権利変更を原状に復すべく、再生計画の取消しの申立てができることとなる。法189条1項2号、7号。

注目に値するものである。

また、再生手続の枠外まで視野に入れた場合、むしろ再生計画遂行の見込みがないことについて腹を括り、手続廃止（法194条）、そして破産手続への移行（法250条）を前提として善後策を練るという方向性が、まず一つ考えられる。破産手続においては、破産管財人は裁判所の許可を得ることにより組織法上の手続を経ることなく事業譲渡を行うことが可能とされており（破産法78条2項3号、4項。なお、36条1項参照）、これを活用できるか否か検討すべきこととなる。

もう一つの方向性としては、職務を行うについて悪意または重過失のあった役員等に対し、（再生）債権者として、いわゆる第三者責任の追及を試みることも考えられる（会社法429条1項）。債務超過ないし実質破綻状態にある会社の取締役には、会社債権者の損害拡大を阻止するため再建可能性等を検討すべき義務が課される等とする考え方³³⁾の延長線上にある議論といえよう。もっとも、何を損害として把握するか、あるいは、保全のために取締役職務執行停止および職務代行者選任の仮処分を求めることができるか、といった困難な課題は残るものであり、実効性という観点からは、管理命令の発令ほど直截さはないと言わざるを得ない。

六 再生債務者案と再生債権者案の双方が提出される場合の措置

1 再生計画案の単一化に向けた調整

認可決定の確定により効力の生じた再生計画は、以後、その定めに従い、再生債務者と再生債権者の権利関係を確定する基準となるべきものであるから（法176条以下）、再生債務者と再生債権者から複数の再生計画案が提出された場合であっても、すべてが認可に至らない場合を除けば、最終的に認可される再生計画は1個でなければならない。また、再生債権者に再生計画案の提出権が認められた趣旨は、再生計画における権利変更の可能性という重大な利害関係

33) 江頭健治郎『株式会社法〔第2版〕』（有斐閣・2008年）461頁ほか。

に鑑みてのことではあるが、同時にそれは、利害関係人の協議や交渉により、より公正かつ衡平な再生計画案が編まれる契機となるべきものでもある³⁴⁾。

したがって、複数の再生計画案の提出が予測される場合には、提出予定者の間でその内容の融和や統合が試みられることは、基本的には、計画案の決議に向けた手続の混乱を回避できる点で有意義であるし、正式な提出後であっても、付議決定までの間に一方が再生計画案の提出を撤回し他方がその修正に及ぶ（法167条）等により調整が図られることもまた然りと見える³⁵⁾。

実際、各再生計画案の提出者の対立点が弁済率や弁済期間の相違あるいは弁済のための諸条件が異なる等の場合であれば、双方に妥協の余地もあるであろう³⁶⁾。しかし、各再生計画案の提出者がそれぞれにスポンサーを推挙しているような場合、一方又は双方が付議の要件を満たさない場合は格別³⁷⁾、いずれも付議の要件を満たす限りは（法174条2項）、両案を付議せざるを得ないこととなる。

2 双方付議する場合の問題点

複数の計画案を付議する場合の投票方法としては、①各計画案を個々に決議の対象とし、いずれにも賛成、一方に賛成して他方に反対、いずれにも反対との投票を許す方法³⁸⁾、あるいは、②各計画案を一括して決議の対象とし、一方

34) 松下淳一「民事再生計画」ジュリスト1171号（2000年）57頁ほか。

35) もとより、かかる調整が密談されることによって債権者の一般の利益に悖る結果を招くようであれば有害無益かつ危険なことではあるが、そうした場合は理論的には再生債務者が公平誠実義務に抵触するのが通常であろうし、そうした事態は実務的には監督委員による適切な助言監督等によって可及的に回避されるものと思われる。この点、なお指摘されるべき事象があるとすれば、再生債務者の事前選定したスポンサー候補者と再生債権者が推挙するスポンサー候補との間で協議が持たれる等した末、例えば再生債権者が当該届出債権を交渉先（の指定者）に譲渡する等により事態の打開が図られる場合についてである。その経緯は再生手続の他の利害関係人には詳らかとならないであろうが、それはまさに再生手続外における協議と解決なのであって、その経緯まで検証、公開されるべき必然性はないであろう。

36) 前掲注23、258頁〔西謙二・松井洋〕。

にのみ賛成、他方にのみ賛成、双方ともに反対との投票しか認めない方法³⁹⁾、などが考えられる⁴⁰⁾。

そして、①に対しては、複数の計画案のいずれもが可決されるという不都合な事態が生じかねない点、他方②に対しては、賛成票が割れることにより議決権者の意思に反してすべての計画案が可決されないという事態が生じかねない点が、それぞれの難点として指摘されている。

この点、①の事態が生じた場合には、可決された計画案の中からさらに一つの計画案を選択する必要に迫られるが、その際に決選投票を行うにせよ裁判所がいずれかを選択して認可するにせよ、明確な法的根拠ないし基準を欠く点は、さらに問題となるであろう。他方、②の事態が生じた場合には、集会期日の続行についての要件を満たす限りでは、一応の手当てはなされることになる（法172条の5）。

消去法的発想ではあるが、②の立場を支持したい。

37) 再生計画案に不認可事由がある場合、再生裁判所において決議に付する旨の決定ができないことは明らかであるが（法169条1項3号）、さらに進んで、いわゆる排除決定すなわち付議しない旨の決定をすべきか否かについては、平成14年改正前の民事再生法170条の規定との関係で問題になる。この点、同改正により、排除決定を要しないことは明らかにされたと解されるが、他方、排除決定してはならないことまでは含意されておらず、むしろ複数の再生計画案のうちのみが決議に付される場合には、その旨を明確にする趣旨で付議できない再生計画案について排除決定を行うことは相当であると解される。もちろん、その排除決定が即時抗告の対象になるものではなく、また、提出されたすべての計画案が付議の要件を満たさない場合には、おのおのの排除決定ではなく、再生手続廃止の決定（法191条2号）に至るものである。園尾隆司・小林秀之編『条解民事再生法（第2版）』（弘文堂、平成19年）784頁〔深沢茂之〕、前掲注23、261頁〔西謙二・松井洋〕。

38) 井上一成「債権者申立てをめぐる諸問題」清水直編著『企業再建の真髄』（商事法務、2005年）186頁。大阪地方裁判所における運用例として紹介されているものである。

39) 前掲注23、260頁〔西謙二・松井洋〕。東京地方裁判所における民事再生手続の運用例として紹介されているものである。

40) 本文①及び②のほか、複数の計画案の票決に順序を設け、先行して決議する計画案について可決され場合には他方の計画案については決議しないという方法もあり得ようが、決議の順序という偶然に結論が左右される点、付議したはずの計画案の一部が決議の対象にならない場合がある点から、妥当でないとの指摘がされている。前掲注38・186頁〔井上〕。